

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和4年7月26日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度水素エネルギー関連ビジネス参入検討会運営等業務委託

(2) 業務目的

本業務は、水素エネルギー関連ビジネスへの参入を支援し、水素エネルギー関連産業の発展を目指すため、令和3年度に構築した県内企業等による共同検討体制の連携強化及び参加企業の拡大を図るとともに、水素貯蔵に関する製品開発等を目標に、当面5年間で検討会が取り組む事業計画の策定を行うものである。

(3) 業務期間

契約日から令和5年3月3日まで

(4) 契約限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

- (6) 以下に示す、同種業務について、平成29年4月1日以降に完了した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績は認めない。

国、都道府県又は政令指定都市から受託したエネルギーに関する調査、計画策定業務。

3 選定基準等

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

電話：054-221-2949 FAX：054-221-2698 E-mail：energy@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和4年7月26日（火）から令和4年8月8日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（静岡県エネルギー政策課ホームページ上では、令和4年7月26日（火）午前9時から令和4年8月8日（月）午後5時まで）

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県エネルギー政策課ホームページ

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/energy.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書、金額内訳書

イ 提出期限 令和4年8月8日（月）午後5時まで 持参、郵送、電子メールのいずれか

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 審査

ア 企画提案者が6者以上の場合、提出された企画提案書に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を選定し、結果を通知する。

イ プレゼンテーション

令和4年8月23日（火） WEB形式による（ともに予定）

5 その他

- (1) 詳細は企画提案募集要項による。

- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 照会窓口は、静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課エネルギー政策班（電話番号054-221-2949）とする。